

提出日：平成30年8月7日

担当部・課：産業部商工課〔内線3522〕

① 件名	石巻市かわまち交通広場の指定管理者の指定について											
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 石巻中央地区の中心市街地は、石巻の歴史、文化、産業を育んできた地域であり、特に旧北上川の川沿いは、古くから川湊として市民に親しまれてきたことから、このエリアを震災後の観光交流及び地場産業の復興を先導する新たな拠点とすべく、かわまち交流拠点整備事業として官民一体で基盤・施設整備に取り組んでいる。</p> <p>【目的】 かわまち交流拠点施設のひとつである「石巻市かわまち交通広場」の整備が本年6月に完了したことから、公の施設として「石巻市かわまち交流拠点条例」に位置付けるとともに、拠点エリア内の他施設と効果的な管理・運営を図るため、指定管理者を指定しようとするもの。</p>											
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 石巻市かわまち交流拠点条例（平成29年6月28日条例第25号） 石巻市かわまち交流拠点条例施行規則（平成29年9月29日規則第32号） 〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 第3章 地域資源を活かして元気産業を創造するまち 第7節 年間を通して観光客が訪れることによりにぎわいを創出する</p> <p>【石巻市震災復興基本計画】 施策大綱3 自然への畏敬の念を持ち、自然とともに生きる 大区分4 地域資源を活かす</p>											
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>平成29年 6月 石巻市かわまち交流拠点条例公布 9月 石巻市かわまち交流拠点条例施行規則公布 11月 石巻市かわまち立体駐車場・バス駐車場供用開始 平成30年 2月 市議会第1回定例会に指定管理者の指定及び指定管理に係る予算案を提案 (平成30年3月議決) 3月 指定管理者との基本協定締結 6月 石巻市かわまち交通広場整備完了</p>											
⑤ 主な内容	<p>1 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">(1) 名称</td> <td>石巻市かわまち交通広場</td> </tr> <tr> <td>(2) 所在地</td> <td>石巻市中央二丁目1番1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3) 施設規模</td> <td>(面積) 1,458.72㎡</td> </tr> <tr> <td>(附帯施設) 車止め、バスシェルター、総合案内サイン、ベンチ、照明灯など</td> </tr> <tr> <td>(4) 乗入車両</td> <td>㈱ミヤコーバスが運行するバス及びタクシー（滞留なし、乗降のみ） 乗入許可車以外は進入禁止とする。</td> </tr> <tr> <td>(5) 運営形態</td> <td>指定管理の方法による。</td> </tr> </table>	(1) 名称	石巻市かわまち交通広場	(2) 所在地	石巻市中央二丁目1番1	(3) 施設規模	(面積) 1,458.72㎡	(附帯施設) 車止め、バスシェルター、総合案内サイン、ベンチ、照明灯など	(4) 乗入車両	㈱ミヤコーバスが運行するバス及びタクシー（滞留なし、乗降のみ） 乗入許可車以外は進入禁止とする。	(5) 運営形態	指定管理の方法による。
(1) 名称	石巻市かわまち交通広場											
(2) 所在地	石巻市中央二丁目1番1											
(3) 施設規模	(面積) 1,458.72㎡											
	(附帯施設) 車止め、バスシェルター、総合案内サイン、ベンチ、照明灯など											
(4) 乗入車両	㈱ミヤコーバスが運行するバス及びタクシー（滞留なし、乗降のみ） 乗入許可車以外は進入禁止とする。											
(5) 運営形態	指定管理の方法による。											

2 指定する法人及び選定方法	
(1) 選定候補者	一般社団法人石巻観光協会（石巻市穀町14-1）
(2) 選定方法	非公募
(3) 選定理由	拠点施設内の「石巻市かわまち交流センター」、「石巻市かわまち立体駐車場・バス駐車場」の指定管理者である一般社団法人石巻観光協会を「石巻市かわまち交通広場」の指定管理者とすることにより、拠点内の施設を一体的に維持管理・活用することで交流人口の増加や賑わい創出による中心市街地の活性化を円滑に図っていくことができる。
3 指定期間	平成30年10月1日から平成34年3月31日
4 開場時間	午前9時から午後9時まで
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	
<p>【影響・効果】 一般社団法人石巻観光協会が指定管理者として一体で管理・運営し、施設間の連携を図りながら、各施設の機能を最大限活用することにより、市民、観光客の利便性が向上し、「いしのまき元気いちば」や「石ノ森萬画館」をはじめとするまちなかへの誘客効果による中心市街地の活性化が期待できる。</p> <p>【財源措置】 年間指定管理費 ※施設の維持管理（開錠・施錠、清掃、除雪・融雪等） 平成30年度（6か月間） 1,240,000円 平成31年度～33年度 5,040,000円（単年度：1,680,000円）</p>	
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	
平成30年	8月 宮城県タクシー協会石巻支部と協議が整い次第、乗入れ開始予定
	9月 市議会第3回定例会に石巻市かわまち交流拠点条例の一部改正及び指定管理者の指定について提案（平成30年10月1日施行予定） 指定管理者と変更基本協定及び変更年度協定を締結
	10月 石巻市かわまち交通広場の指定管理開始 （株）ミヤコーバス（路線バス）の乗入開始
⑨ その他	